

審 査 書

(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に関する横浜市環境影響評価条例第 31 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文 子

1 都市計画対象事業の概要

(1) 都市計画対象事業の名称

(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画(以下「本事業」といいます。)

(2) 都市計画対象事業の種類

運動施設、レクリエーション施設等の建設(都市公園の新設)

横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業

(3) 都市計画決定権者及び当該対象事業を実施しようとする者の名称等

ア 都市計画決定権者

名 称：横浜市

代表者：横浜市長 林 文 子

住 所：神奈川県横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

イ 当該対象事業を実施しようとする者

同上

(4) 対象事業実施区域

横浜市金沢区柴町、長浜、長浜二丁目及び並木三丁目地内(以下「計画地」といいます。)

(5) 都市計画対象事業の目的

本事業の計画地である小柴貯油施設跡地は、横浜市金沢区東部に位置する米軍基地の跡地です。戦前、旧日本軍により艦船燃料の貯蔵基地として建設され、戦後は米軍が航空機燃料の備蓄基地として使用していましたが、平成 17 年に返還されました。

計画地は「金沢区まちづくり方針」において、周辺の良い緑地帯とともに、大規模な樹林地を未来に残し、広域避難場所を兼ねた公園や多目的運動施設など緑を活かしたオープンスペースとしての整備を図るとしています。また、「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において、計画地は都市公園として整備を目指すとして定めています。

また、市民意見募集での意見を踏まえ、平成 26 年に策定した「(仮称)小柴貯油施設跡地公園基本計画」においては、「緑からつくり育む環境体感公園」を基本テーマとして、計画地を緑の空間創造エリア、里山空間再生エリア、自然環境保全エリア、活動・体験・学習エリアの 4 つのエリアに分けて整備を進めるとしています。

以上のことから、都市計画決定権者である横浜市は、(仮称)小柴貯油施設跡地公園を身近に自然が体験できる豊かな緑の空間や広域の住民が交流する空間を形成する広域公園として整備するとしています。

(6) 都市計画対象事業の内容

ア 計画地の敷地面積等

(ア) 敷地面積：約 55.8ha

(都市計画決定区域の約 55.7ha に河川管理用通路の約 0.1ha を含めた整備区域面積)

(イ) 形質変更区域面積：約 19.8ha

(ウ) 都市計画区域：市街化区域（用途地域は主に工業専用地域）及び市街化調整区域

イ ゾーニングと主な施設

(ア) 緑の広場空間創造エリア（東側低地）

平坦な地形を生かした広場を中心とした空間とし、管理センターや駐車場などの管理施設を配置する。

(イ) 里山空間再生エリア（南側谷戸）

生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農業体験もできる里地里山空間の再生を目指す。

(ウ) 自然環境保全エリア（北側谷戸）

旧来の樹林地及び草地など自然環境の保全を基本とする。

(エ) 活動・体験・学習エリア（丘陵上部平坦地）

地下タンクなどの処理を行いながら、緑の再生を図るとともに、緑や環境に係る様々な活動や体験、学習の場を目指す。

2 地域の特徴

計画地は、東側が埋立地、西側が丘陵地で、その間に旧海岸線の段丘が南北方向に伸びています。また、市街化区域と市街化調整区域に分かれており、市街化区域のほとんどは、工業専用地域に指定されています。計画地周辺は、東側の埋立地のほとんどが工業地域に指定され、工場や物流倉庫、研究機関等が立地しています。一方、西側の丘陵地は、主として住居系の用途地域に指定され、住宅地として利用されています。

計画地は、首都高速湾岸線の幸浦出入口及び横浜横須賀道路金沢支線の堀口能見台インターチェンジや並木インターチェンジに近く、国道 16 号が西側に、国道 357 号が東側に伸びています。また、京浜急行本線が西側に、金沢シーサイドラインが東側に運行しており、計画地への最寄りの駅は、京浜急行本線は能見台駅、金沢シーサイドラインは幸浦駅及び産業振興センター駅となっています。

計画地の植生は、東側の低地や貯油タンク周辺がススキやチガヤ群落などの草地群落となっている以外は、主にコナラ群落を主体とした林相となっています。

計画地周辺は、横浜市唯一の海水浴場がある海の公園や、運動公園の長浜公園、歴史公園の長浜野口記念公園、緩衝緑地の金沢緑地などが旧水際線沿いに連なっています。

計画地は、都市公園として整備されることとなっており、周辺の称名寺・円海山へ連なる緑や、金沢の旧水際線に連なる公園緑地など、広域における連続した緑地環境の一部として構成されるとしています。

なお、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果に基づき、平成 27 年に計画地内の一部が同法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されています。

3 審査意見

環境影響評価を進めるに当たっては、事業内容及び地域特性を考慮し、準備書に記載された事項に加え、審査会における質疑を踏まえて、以下に示す事項等に留意してください。

(1) 事業計画

各エリアとゾーニングの整合について、将来に渡って本公園のテーマと方向性を維持するため、植樹による森の再生エリアや立入制限予定エリア等の考え方を整理し、ゾーニングとの整合を図り、評価書に記載してください。

(2) 環境影響評価項目

ア 工事中及び供用時

(ア) 生物多様性

a 事後調査について、整備スケジュールと調査項目及び調査時期の関連性を整理し、評価書に記載してください。また、工事が長期にわたることから、調査時期及び調査頻度、環境の保全のための措置等の見直しについての考え方を評価書に記載してください。

b 土地利用の変化による生態系への影響について

(a) 地形を考慮して環境類型区分を詳細化し、評価書に記載してください。

(b) 植樹による森の再生予定エリア及び生物の生息・生育環境に配慮した立入制限予定エリアを現存植生図及び環境類型区分図に重ね合わせて評価書に記載してください。

(c) 草地の減少に伴う環境影響について、予測評価を評価書に記載してください。

c 注目すべき種の保全及び外来種等の持込防止などについて、専門家等の意見や市民協働を取り入れた保全対策への取組みを評価書に記載してください。

(イ) 水質・底質

地下水水質調査について、今後の調査の考え方を評価書に記載してください。

(ウ) 安全（土地の安定性）

海食崖の保全について、引続き斜面の崩壊に対する安全対策を検討してください。

イ 工事中

(ア) 大気質

工事用車両ルートの変更に伴い、予測評価を修正し、評価書に記載してください。

(イ) 水質・底質

汚染土壌のタンク内への封じ込めについて、必要に応じて遮水工法等の流出対策を検討してください。

(ウ) 土壌

a タンク内の汚染物質の調査結果及び処理方針について、調査方法や残留水の量も併せて評価書に記載してください。

b ベンゼン等の揮発性の有害物質の処理について、処理方法や飛散防止対策を評価書に記載してください。

(エ) 騒音・振動

工事用車両ルートの変更に伴い、予測評価を修正し、評価書に記載してください。

(オ) 地域社会（交通混雑・歩行者の安全）

a 歩行者の安全について、更なる安全対策を評価書に記載してください。

b 工事用車両ルートの変更に伴う環境保全措置について

(a) 工事用車両の滞留対策を評価書に記載してください。

(b) 公園の一部供用開始後における工事用車両と一般車両の交錯に対する対策を評価書に記載してください。

ウ 供用時

(ア) 景観

a 待受け擁壁を含めた海食崖及び展望広場周辺の景観の変化について、フォトモンタージュを作成し、評価書に記載してください。

b 落葉期の景観について、フォトモンタージュを作成し、着葉期の予測と併せて評価書に記載してください。